

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	

2. 指名停止措置期間 令和6年7月9日 ~ 令和6年8月8日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

大成建設(株)は、「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)工事」において、作業員(一次下請け)が負傷した労災事故について、所轄の鯉沢労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで提出しなかったとして、同社使用人が労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日、鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)